

民法(債権法)改正と 中小企業への影響

虎門中央法律事務所(商工研相談業務委嘱先) 弁護士

山崎哲央



Q

民法が改正されると聞きましたが、これまでどのようなところが変わり、どのような点に留意すればよいでしょうか。

A

まだ改正されたわけではありませんが、すでに広範囲にわたる見直し作業が進んでおり、改正された際には、中小企業の活動や取引にも大きな影響が生じるものと考えられます。

法制審議会の民法(債権関係)部会は、平成二十七年二月十日、「民法(債権関係)の改正に関する要綱案」(以下「要綱案」という)を決定しました。ここでは民法のうち、債権法に関わる事項について、幅広い範囲にわたって改正が検討されています。

「要綱案」は法案そのものではありませんが、法案の基礎と

なるものですので、今の時点からその概要を理解しておくことは有益です。

本稿では、その中で特に重要と思われる時効と保証について、概説します。

1. 債権の消滅時効の期間

債権の消滅時効について、従来民法は、「消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する」(民法一六六条)とし、その期間について、「債権は、十年間行使しないときは、消滅する」(民法一六七条一項)としています。

対して「要綱案」では、これを、①債権者が権利を行使することができることを知った時から五年間行使しないとき、または、②権利を行使することができるときから十年間行使しないとき——に時効消滅するとされて

います。

契約に基づいて生じた債権については、通常、債権者が権利を行使できることを知らなかったという場合は考えにくいいため、請求可能な時から五年間で時効になり、時効期間が短くなることを意味しています。よって、時効管理を適切に行う必要があります。

他方で、「要綱案」は職業別の短期消滅時効の規定(民法一七〇条から一七四条まで)を削除するとしています。これにより、現行の、たとえば、①工事の設計、施工又は監理を業とする者の工事に関する債権(時効期間三年)、生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る債権(同二年)、運送貨に係る債権(同一年)——などは、時効期間が伸びることになります。

2. 時効中断と完成猶予

また、これまでの「時効中断」について、「要綱案」では、時効の進行を止める「中断」ではなく「完成猶予」という考え方で整理し、具体的には次のようになります。

(1) 裁判上の請求等として、①裁判上の請求、②支払督促、③訴え提起前の和解、民事調停または家事調停上の調停、④破産手続参加、再生手続参加、または更生手続参加——については、確定判決または確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定したときは、その終了時から新たに時効の進行を始めるものとし、そして、権利が確定することなく終了した場合も、その時から六カ月間は時効が完成しないものとされています。

(2) 次に強制執行等として、①強制執行、②担保権の実行、③形式的競売、④財産開示手続き——についても時効完成猶予の事由とされています。

(3) 他方、仮差押え、仮処分については、その事由が終了した時から六カ月を経過するまでの

間は、時効は完成しない、とされておき、確定的な時効の完成猶予事由とはされていないことに注意が必要です。

(4) また、「協議による時効の完成猶予」として、権利についての協議を行う旨の合意が書面でされたときは、①その合意があった時から一年を経過した時、②その合意において当事者が協議を行う期間（一年に満たないものに限り）を定めた時は、その期間を経過した時、③当事者の一方から相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の通知が書面でされたときは、その通知の時から六カ月を経過した時——のいずれか早い時までの間は、時効は完成しないものとして扱います。

3. 保証について

次に、「要綱案」では、保証については、根保証に関する規律を定めることとする、そして、個人保証についての制限（保護）を行うこととしていることが注目されます。現状では、個人が行う根保証については、「金銭の貸渡し又は手形の割引

を受けることによって負担する債務（以下「貸金等債務」という）が含まれるもの」についてのみ規制を設けています。一方、「要綱案」では、「一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約」の全般について、極度額の定めを要求するものとなりました。

また、個人保証については、次のような制限が新たに設けられます。

「事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約は、その契約の締結に先立ち、その締結の前日一ヶ月以内に作成された公正証書で保証人になろうとする者が保証債務を履行する意思を表示していなければ、その効力を生じない」

つまり、個人保証のうち、事業資金の借入金に対する保証については、公正証書によって保証意思を表示することを要求するという内容です。

ただし、①主たる債務者が法人である場合のその理事、取締

役、執行役又はこれらに準ずる者、②主たる債務者が法人である場合の、(ア)主たる債務者の総株主の議決権の過半数を有する者、(イ)主たる債務者の総株主の議決権を他の株式会社がある場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者、(ウ)主たる債務者と共同して事業を行う者又は主たる債務者が行う事業に現に従事している主たる債務者の配偶者——には上記の規定は適用されない、とされていますので、中小企業の経営者やオーナー等については適用されない場合が多いと思われるようです。

そして、保証人に対する情報提供義務を「要綱案」は次のように定めています。

(1) 契約締結時の情報提供義務として、主たる債務者は、保証人に対し、主たる債務者の財産及び収支の状況、他の債務の有無、額等、担保提供の内容等の情報提供を行わなければならないとし、これを行わない、事実と異なる情報を提供した場合に、保証契約が取り消されることがあります。

(2) 保証人の請求による主たる債務の履行状況に関する情報提供義務として、保証人が主たる債務者の委託を受けて保証した場合において、保証人の請求があったときは、債権者は、保証人に対し、遅滞なく、主たる債務の元本および利息、違約金、損害賠償等についての不履行の有無ならびにこれらの残額およびそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を提供しなければなりません。

(3) 主たる債務者が期限の利益を喪失した場合の情報提供義務として、主たる債務者が期限の利益を喪失したときは、債権者は、保証人に対し、その利益の喪失をした時から二ヶ月以内に、その旨を通知しなければならず、この通知をしなかったときは、債権者は、保証人に対し、主たる債務者が期限の利益を喪失した時から通知をするまでに生ずべき遅延損害金にかかる保証債務の履行を請求することはできなくなります。

なお、(1)と(3)については、保証人が法人である場合には適用しないとしています。